4　租税特別措置法第41条の19の３第２項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容は次のとおりです。

①　一般断熱改修工事等を含む増改築等工事の費用の額（全体工事費）	円
②　一般断熱改修工事等の費用の額等	
ア　一般断熱改修工事等に要した費用の額	円
イ　一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	円
ウ　アとイの金額のうちいずれか少ない金額	円

平成　　年　　月　　日

証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関	氏名又は名称			印
	住所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合	指定・登録年月日及び指定・登録番号		
		指定・登録をした者		
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	住所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号	
			登録を受けた地方整備局等名	

登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名			
	住所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
			合格通知番号又は合格証書番号	

（用紙　日本工業規格　Ａ４）

備　考

１　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

２　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

３　「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

⑴　「施行令第26条第22項に規定する工事の種別」の欄には、以下により記載するものとする。

①　「第１号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第26条第22項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

②　「第２号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第22項第２号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

イ　床の過半の修繕又は模様替　床（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第５号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの

ロ　階段の過半の修繕又は模様替　主要構造部である階段の過半について行うもの

ハ　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ニ　壁の過半の修繕又は模様替　主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

③　「第３号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第22項第３号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

④　「第４号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第22項第４号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑤　「第５号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第22項第５号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。